
平成24年 第5回(定例)南部町議会会議録(第4日)

平成24年9月25日(火曜日)

議事日程(第4号)

平成24年9月25日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第50号 平成23年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第51号 平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第52号 平成23年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第53号 平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第54号 平成23年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第55号 平成23年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第56号 平成23年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第57号 平成23年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第58号 平成23年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第59号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第60号 平成23年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第61号 平成23年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第62号 平成23年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第63号 南部町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第17 議案第64号 南部町消防団条例及び南部町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第65号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について

- 日程第19 議案第66号 平成24年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第67号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 陳情第9号 2013年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書
- 日程第22 陳情第10号 最低賃金の引き上げと安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める
「意見書」採択の陳情
- 日程第23 陳情第11号 地方財政の充実・強化を求める陳情

（追加議案）

- 日程第24 発議案第16号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 日程第25 発議案第17号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書
- 日程第26 発議案第18号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第27 発議案第19号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書
- 日程第28 発議案第20号 香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書
- 日程第29 発議案第21号 李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書
- 日程第30 議長発議第22号 閉会中の継続審査の申し出について〈議会運営委員会〉
- 日程第31 議長発議第23号 閉会中の継続審査の申し出について〈広報調査特別委員会〉
- 日程第32 議長発議第24号 閉会中の継続審査の申し出について〈選挙事務問題調査特別委員会〉
- 日程第33 議長発議第25号 閉会中の継続審査の申し出について〈議会改革調査特別委員会〉
- 日程第34 議長発議第26号 閉会中の継続審査の申し出について〈人権・同和対策特別委員会〉

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第50号 平成23年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第51号 平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第52号 平成23年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- て
- 日程第6 議案第53号 平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- て
- 日程第7 議案第54号 平成23年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- て
- 日程第8 議案第55号 平成23年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第56号 平成23年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第57号 平成23年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- て
- 日程第11 議案第58号 平成23年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第59号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第60号 平成23年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第61号 平成23年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第62号 平成23年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第63号 南部町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第17 議案第64号 南部町消防団条例及び南部町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第65号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について
- 日程第19 議案第66号 平成24年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第67号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 陳情第9号 2013年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書
- 日程第22 陳情第10号 最低賃金の引き上げと安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める「意見書」採択の陳情
- 日程第23 陳情第11号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- (追加議案)
- 日程第24 発議案第16号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 日程第25 発議案第17号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書
- 日程第26 発議案第18号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第27 発議案第19号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築

を求める意見書

- 日程第28 発議案第20号 香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書
- 日程第29 発議案第21号 李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書
- 日程第30 議長発議第22号 閉会中の継続審査の申し出について〈議会運営委員会〉
- 日程第31 議長発議第23号 閉会中の継続審査の申し出について〈広報調査特別委員会〉
- 日程第32 議長発議第24号 閉会中の継続審査の申し出について〈選挙事務問題調査特別委員会〉
- 日程第33 議長発議第25号 閉会中の継続審査の申し出について〈議会改革調査特別委員会〉
- 日程第34 議長発議第26号 閉会中の継続審査の申し出について〈人権・同和対策特別委員会〉

出席議員（14名）

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	4番 植田 均君
5番 景山 浩君	6番 杉谷 早苗君
7番 赤井 廣昇君	8番 青砥 日出夫君
9番 細田 元教君	10番 石上 良夫君
11番 井田 章雄君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀尾 共三君	14番 足立 喜義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯 清 視君 書記 ————— 石 谷 麻衣子君
書記 ————— 石 賀 志 保君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 藤 友 裕 美君

教育長	—————	永江多輝夫君	病院事業管理者	—————	田中耕司君
総務課長	—————	加藤晃君	財政専門員	—————	板持照明君
企画政策課長	—————	谷口秀人君	地域振興専門員	—————	長尾健治君
税務課長	—————	畠稔明君	町民生活課長	—————	仲田磨理子君
教育次長	—————	中前三紀夫君	総務・学校教育課長	—————	野口高幸君
病院事務部長	—————	陶山清孝君	健康福祉課長	—————	伊藤真君
福祉事務所長	—————	頼田光正君	建設課長	—————	頼田泰史君
上下水道課長	—————	谷田英之君	産業課長	—————	仲田憲史君
監査委員	—————	須山啓己君			

午前9時00分開議

○議長（足立 喜義君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

8番、青砥日出夫君、9番、細田元教君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで、赤井廣昇君から発言の許可の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 私は、今議会を通じまして、私がいろいろ議会の中の事柄について問題があるということで、といたしますのが皆様も御承知のように、一般質問の中身を再度私が議会運営委員会の方に提出したものが、その中に私は、文言を理解できないということで却下されたということでございましたので、私はそれにつきまして、それは議運の皆様が私の書いた文

章についての読解力が乏しいから理解できなかったんだないだろうかというように文をしたためたところでございますが、それについて議長の方から私に対しまして、その真意を尋ねたいという形の中で、いろいろ皆様も御承知のように全協等を通じて私、やりとりしたわけでございます。

そして、先般21日の議会の常任委員会の終わった後、議長の方から謝罪文（案）というものを出示されて、これでよければ読んでくれんかということでしたので、私はお預かりして帰らして内容をしっかり精査した中で、これは私は謝罪するに値するようなものじゃないし、陳謝するようなものでないということも私自身も確認し、町民の皆様も多くの方に相談いたしましたところ、全くその私自身が皆さんの前に明らかに訂正をしたり、陳謝するというような事柄じゃないというように承っております。そして、皆様は、これが議会がもしどうしてもそれでなおかつ理解が届かないということになれば、住民の皆様も出かけてくるから、住民の前で住民監視の中で堂々と議論をして、議会の言っていることは筋の通った話なのか、あるいは赤井が言っていることが正しいことなのか、判断もしたいというようにおっしゃいまして、先ほど、今、議長は私に対しての発言を許されたわけでございますが、そういうようなことでございます。

そして、その中で、私、参考までに申し上げますと……ちょっと時間いただきます。文章の中にこのように書いてあります。一般質問への熱意の余り不穏当かつ品位を損なう発言を行ったこと及び議長あてに提出した文書中、議会議員として品位を損なう記載を行ったことについて深く反省しており、ここに謝罪いたしますというような陳謝文をわざわざ議長からお預かりしたんですが、陳謝文だとかいうものが本当に必要なら、私はこういうものをいただくなくても、私なりにその陳謝文は考えて陳謝もいたします。ただし、さっき申し上げましたように、私は全くそういう意味では自分自身の方に欠陥がないというように考えておりますから、謝罪はいたしませんと申し上げたところでございます。

加えて、ちなみに御参考までに申し上げますと、私の部分が不穏当な発言だと言うならば、過去の議会議事録なんかに基づきまして、私、皆様に釈明したいと思っておりますが……ちょっと待ってやってください。平成24年3月の19日、第1回の定例議会最終日、議案の第20号、土地の売却についてということにつきまして、細田元教議員が発言をなさっております。

そういう部分の中で、社会福祉法人は全国どこに行っても……待ってくださいよ、ちょっと途中から読んだものですから。またいろんな事業展開できるんです。今、伯耆の国は何もない。そのような社会福祉法人は全国行ってもどこにもありません。ただ、あるのは両町の出捐金でありました1,000万のみ。あと、担保物件が一つもない。このような社会福祉法人は、今、世界じゅうどこでもありませんというような、以下発言をしていらっしゃいますが、本当にこの部分

なんかがだれもが適正に思われるような文章でしょうか。世界じゅうどこにもありませんというように……（「関係ねえぞ」と呼ぶ者あり）関係ないことない、私の言い分として今やっているわけですから。だから、そういうようなことから考えれば……。

○議長（足立 喜義君） 赤井議員、そんな前のもんじゃない。今、起こっている問題をきちっとあなたが言われりゃいいです。

○議員（7番 赤井 廣昇君） だから、そういう部分を……。

○議長（足立 喜義君） そういうことだなしに……。

○議員（7番 赤井 廣昇君） そうじゃないです。そういう部分でさえ、不穏当な発言どうだとか……（「それじゃあ異議は出しなただか。異議出してないだろう」と呼ぶ者あり）異議は出してない。だから、今その問題についておかしいじゃないかと言っておるわけじゃないですか。（発言する者あり）だから、そういうのはたくさんあるんだと。私自身にそれを求めるんなら……。

○議長（足立 喜義君） 静かにしてください。

○議員（7番 赤井 廣昇君） こういう分も全部精査した上で……（発言する者あり）私に不穏当な発言なのかどうか……。

○議長（足立 喜義君） 今、起こっている問題をきちっと言いなさい。今、起こっている問題を。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、起こった問題をとりあえず言ったんですけど、あわせてそういう問題の中にこういう過去にもたくさん事例があると。こういうことを議長も見逃してきておるわけだから、これが……。

○議長（足立 喜義君） 何を言っておるんだ、お前は。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 議長も発言を見逃してきたわけじゃないですか、そういうことを。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） そんなことは今言う話ではない。

○議員（7番 赤井 廣昇君） それは理が通りませんよ、理屈が。

○議長（足立 喜義君） 何を言っておるんだ。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 自分は議会を統括する立場の人間でしょう。

○議長（足立 喜義君） それだけん、断れってって言っておるだろう。

○議員（7番 赤井 廣昇君） だから、それはそのときなぜそういうことはちゃんと指摘できなかったんですか。

○議長（足立 喜義君） あなたの書いたこの文が、ええかや、本当に世の中に通る文かや。

- 議員（7番 赤井 廣昇君） いや、だから、それが正しいのかどうか、とにかく町民さんも聞きたいとおっしゃいますから……。
- 議長（足立 喜義君） 町民さんだないがな、あなたが……。
- 議員（7番 赤井 廣昇君） いや、私は言ってるんだけど……。
- 議長（足立 喜義君） ええかや、議員として、議会人として、あなたの品位が問われておるわけだよ、こういうもん書いて。
- 議員（7番 赤井 廣昇君） だから、私はそれに対して釈明したでしょう。だから、その……。
- 議長（足立 喜義君） どこに釈明した……（発言する者あり） だけん、すりゃええがな、すりゃ。
- 議員（7番 赤井 廣昇君） だから、私は全くそういう自分自身が不穏当な発言だとかどうだこうだ指摘されるような、あるいは修正しなさい、訂正しなさいということには全く受けとめてないと言ったじゃないですか。（「議長、いつまでもやり合っても時間食うばかりだから、結論として、謝罪するのকাশないのか、そのことをはっきりとわしらにわかるように」と呼ぶ者あり）
- 議長（足立 喜義君） どうするだ、それで謝罪するのか、しないのか。
- 議員（7番 赤井 廣昇君） 私は、今申し上げましたように、自分としてはそういう意味で全く非がないと解釈しております。
- 議長（足立 喜義君） 非がない。
- 議員（7番 赤井 廣昇君） 非がないじゃなくて、私自身の個人の考えでしょう。いちいち議長、人の発言をああだこうだって言わないで、聞いてください。
- 議長（足立 喜義君） 非がないってどういうことだ。
- 議員（7番 赤井 廣昇君） 間違いはないって言ってるんですよ。
- 議長（足立 喜義君） 何で議運やなんかばかにして間違いがないだ。話を聞かないけんだらう。
- 議員（7番 赤井 廣昇君） それらは議会の見解であって、それは町民全体にかかわるような話じゃないでしょう。
- 議長（足立 喜義君） 議会の見解だない。
- 議員（7番 赤井 廣昇君） 議会の見解でしょうが。
- 議長（足立 喜義君） おまえは議員だがな。
- 議員（7番 赤井 廣昇君） 私は、町民の皆さんがこういうのを聞きたいから、出向いてくるからとおっしゃいますから。

- 議長（足立 喜義君） 町民の民さんはテレビ見てわかるだけん、今、回っただけん。
- 議員（7番 赤井 廣昇君） いや、いいですよ。だから、私が連絡したら出向いてくるということをおっしゃってますから、しばらくの間、暫時休憩にしてくださいよ。
- 議長（足立 喜義君） そげなわけにならん。（発言する者あり）
- 議員（7番 赤井 廣昇君） 何でならないですか。町民の前の、住民監視の中で堂々と議会やればいいじゃないですか。
- 議長（足立 喜義君） そんなことにならない。あなたの勝手になるか。私が主宰してるんだ、この会は。
- 議員（7番 赤井 廣昇君） だから、こっちからお願いしてるんじゃないですか。
- 議長（足立 喜義君） だめだ、そんなことは。
- 議員（7番 赤井 廣昇君） だから、自分らの一方的な論議で世の中動くわけありませんよ。（「今、亀尾議員が言われたように、するかせんか、はっきりしてもらやあいい」「謝罪しない」「するかしないか言ってください」と呼ぶ者あり）だから、私は今、何度も申し上げますように、陳謝も謝罪もいたしませんと申し上げました。それで終わりです。
- 議長（足立 喜義君） 座れ、そんなら。
10番、石上良夫君。
- 議員（10番 石上 良夫君） 議運開催のために休憩を求めます。
- 議長（足立 喜義君） 暫時休憩します。

午前9時09分休憩

午前9時22分再開

- 議長（足立 喜義君） 再開します。
ただいま開きました議会運営委員会の様子を議運の委員長の方から報告していただきます。
10番、石上良夫君。
- 議会運営委員会委員長（石上 良夫君） 緊急に議会運営委員会を開き、協議しました。
まず、きょうも発言にありましたように、傍聴者の皆さんが来られたから発言したいとか、それと、また再び出ましたけど議運の皆さんの読解力が乏しいとか、明らかに反省の意が私は見えないと思っております。さきの議会運営委員会の決定にも従っていただけませんでした。これは非常に重たいと私は思っておりますし、議会人として当然議運の決定は守るということもはっきりと議員必携にうたってあります。都合のいいとこだけ読まれて都合の悪いとこは読まない、そ

ういうことでは非常に困ると。

そして、一般質問の場で行政全般とか何でも質問できるというような解釈のようですが、議員必携の中ではっきりと、行政全般についてとか教育行政全般についてというような単なる質問事項のみで要旨が記載されていない通告は議長は受理できない、また受理すべきでない、はっきりと明記してあります。これも無視して自分の意見を正当化する。非常に議会人として私は何といえますか、残念です。

そして、本来、きょうは本会議の冒頭に謝罪するという赤井議員の意思を前もって受けておりました。冒頭で私は潔く謝罪すると思っておりましたけど、謝罪もありませんでした。今後の南部町議会、非常に強い汚点を残すことになっていきますけど、議会の最終日、議連の皆さんも赤井議員の再びの謝罪を求めていますので、潔く反省して謝罪をしていただきたいというような結論でございましたので、御報告を終わります。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ただいま議連の委員長の方からいろいろ議連で協議した内容等について報告がございましたが、その中で、今傍聴者が来られてからその前で私がするというぐあいに申し上げたものですが、その点について御指摘もございましたが、それはなぜかといいますと、十分な説明が足りなかったと思いますからつけ加えますが、もともと私が一般質問を提出しました後に、当局さんがこれでは十分な理解ができない、すなわち理解できないということは十分な御答弁がいただけないだろうということで、私はある意味でその辺の中身をよくわかるようにして出した問題を議長にあてて出したものであって、決して全く論外なものを出したとか、さらに困窮するような問題を出して町長をざん言しようとか、そういうことで問題を提出しておりません。これは町民の多くの方が、こんな程度の内容だったら全く問題のないことだし、よく詳しく書いとるけんなおさらいじゃないのと言われるぐらいですから、議連の解釈ができないということは、私は、言葉は悪いかもわからんですけど、議会の読解力に乏しかったからそういうふうになったんじゃないかというふうに私は指摘したままで、私の真実の気持ちを言ったままでございます。

○議長（足立 喜義君） わかった、座ってください。わかった。（「議長、話ししてもだめだ」と呼ぶ者あり）こんな理屈を聞いておってもつまらんけど、二次質問なんて項はどこにもない。勝手に書いているぐらいのことで、おまえはロボットかっていうやな、本当にちょっときつい発言になりますけど、そういった理屈ばかりだなしに、本当に……（発言する者あり）もうちょっと紳士的に考えて、7年あなたも議員をしておられますので、やっぱりその辺のこともきちっ

と整理して言ってもらわんと、何か随分前の人の発言をとってそんなことでは、やっぱりどうも私は納得しないけど、これ以上おくらかすわけにはなりませんので、前に……（「議長」「質問か」「質問じゃないです」「何だ。緊急か。動議か」「動議ではないです」「議事進めよう。進行」と呼ぶ者あり）というようなことで、会議規則のわからない人に話ししてもいけませんので前へ行きます。

日程第3 議案第50号

○議長（足立 喜義君） 日程第3、議案第50号、平成23年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

8番、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第50号、平成23年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 13番の亀尾です。議案第50号、平成23年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。私は、反対をいたします。

まず、その討論の中を言います。最初に総論で言いますと、23年度の単年度決算は1億9,000万円の黒字であります。黒字であることは非常にいいことではありますが、今、南部町民の多数は所得の減少の状況にもかかわらず、水道料金の値上げ、介護保険料、国民健康保険税の値上げは日々の暮らしに一層の大きな負担がかかってまいります。私ども日本共産党議員団は、事あるごとに町民の要求を代弁してきましたが、町長は財源を理由になかなか実現することなくはねつけてきました。約2億円の財源を残す結果であるなら、子育てを初め、低所得者支援に取り組むことが行政の務めであることをまず申しておきます。

さて、個別の問題について何点か指摘しておきます。指定管理制度は経費削減が目的です。しかし、南部町は逆に経費が増加しているところもあります。公民館等の施設を地域振興協議会に指定管理者として、その管理の費用と説明するのですが、町直営で管理する方がよっぽど合理的

であり、このように私は考えるのであります。

次に、業務委託、西伯、会見、2つの給食センター。これは光熱費は町直営なら消費税はかからない。しかし、23年度から委託部分に加えたこと、さらに本社の取り分15%について、町長は民間の会社は利益を追求することは当然だと、このような答弁がありました。町民の貴重な財源をどうして東京の会社にもうけさせるのか、その理由が私には理解できません。

さらに、同和対策予算、2002年3月で国の格差解消したとして地对財特法を失効しました。この法律はなくなりました。南部町は依然として限られた地区に特別な補助金や減免制度を継続しております。今、南部町民多数が生活が苦しい時代の折、限られた地区はやめて、町民すべてを対象に所得を基準に補助金や、あるいは減免制度を適用することが道理であると考えられるものであります。

4つ目、地域振興協議会は、正副会長へ報酬と社会保険料を合わせると、年間の総額1,080万9,533円の支出がされております。さらに、各協議会に2人の職員の雇用をしておりますが、この方の公務の仕事はつくことはできません。このことも税金のむだ遣いと指摘せざるを得ません。以前のように公民館には町職員を配置し、活動の支援を行うことを求めて反対をするものであります。以上です。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 議案第50号について、賛成の立場で討論をいたします。

まず、大枠を発言したいと思います。平成23年度一般会計の決算額は、歳入72億9,912万9,285円、歳出は69億4,764万7,016円で、形式収支は3億5,148万2,269円でありました。この収支から、繰越明許等で翌年度に繰り越す財源、また財政調整基金の積立額の加算等で、実質の単年度収支は1億9,076万1,169円の黒字決算でありました。

平成27年度から交付税の一本算定による減額も始まります。また、人口減少の影響もありまして平成27年度から平成31年度までの1年間で約1億円、27年から31年の5年で約5億円の交付税の減額がなるだろうと言われておりまして、将来の財政、非常に厳しいことが予測されております。また、財源内訳見ましても、国、県からの依存財源は、平成23年度は56億464万4,000円でありまして、歳入の76.8%を占めております。歳出において、さらなる厳しさが求められております。一方、借金に当たります一般会計の地方債残高は、平成22年が84億2,400万円、平成23年度決算におきましては78億4,600万円であり、大き

くこれは改善されております。基金におきましては定額運用、特別会計を除く基金は、平成22年度は28億6,600円、今期決算は32億9,700万円でありまして、後年度国が手当てる臨時財政対策債を差し引きすれば、本町が今解散しても借金は残らない。次の世代へ責任を持って町政を継続するメッセージが発信できたと思っております。これは大きく評価したい部分であります。

また、特徴的な取り組みとしまして、天萬庁舎多目的利用施設の整備がなされました。これは天萬庁舎の3階でいろんなイベントがありますけど、そのときに駐車場が大変不足しておりました。天萬庁舎横の駐車場に1,500平米ありますが、新たに45台の駐車スペース、そして、トレセン周辺の土地を整備して、ここにも56台の駐車場、合わせて186台の駐車スペースができたということで、大きなイベントがあっても何とか対応できるだろうと、早目の整備で非常に有効活用ができると思っております。

また、緊急雇用対策で、町道・林道等の作業員雇用、これは前期が13名、後期6名の雇用がありました。また、グリーンツーリズムでふるさと雇用でございますが、これも8名の雇用。そして、森林公園の環境整備事業で1名雇用されておまして、財源のほとんどが交付税、補助金でできたということで、非常に準備が整っていたからできたと思っております。

先ほど予算の残高は補正等でまた使うべきだと御意見もありました。もう一本算定が間近に迫っております。5億円、今から交付税が削減されます。基金が今30数億円ありますけど、何年もつでしょうか。私たちの世代で基金をゼロにして赤字決算、そういう事態になれば大変なことになります。まだまだ社会福祉、困っておられる方々は行政の責任として今まで以上のサービスの提供が求められると思います。予算が余ったから使うということではなく、計画的に貯金をして後に備えるということが大事だと思います。

また、いろいろ人権問題に対して、法律が切れたから予算はもう使うべきでないという御意見もありました。私は、人権対策は行政の一番根本だろうと思っております。県も法律が切れても、現実の事象がある限りいろんな施策は続けるとはっきりと答弁しております。町長も今期で任期が切れます。また、新たな場面でこの私の思いをしっかりと胸に入れていただき、今後もしっかりとした人権対策をやっていただきたいと思いますし、財源についても引き続き一本算定の年を迎える近くになりまして住民の皆さんに説明、また住民の皆さんの要望も地区回りをしていただいて、今後ともいろんな皆さんの要望、できることできないこと、これもはっきり申し上げてよいと思います。どうぞ、今後もしっかりとした財政運営を続けていきたい、いかれたいということをお願いしまして賛成討論とします。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 23年度一般会計決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

私は、町の限られた財源の中で施策の問題についてお話をいたしますが、まず、地域振興区設置をしたことによりまして、この5年間で3億円を超える人件費と、それから、活動費として1億円、単年度ではその約5分の1というような、単順に5分の1とはなりませんけれども、5年間の集大成としてそういうお金が税金として支出されたということについて、私は、そのことによって町が活性化して、いいものができてよかったなというふうに町民の方がおっしゃれば、それは結構なことなんですけれども、私たちが独自に調査いたしましたアンケートとか、町民の皆さんのところに行ってお話を聞いていると、この地域振興協議会についての評価が、大変むだ遣いではないかという反応をいろいろと聞かせていただいております。私たちは、この振興区をもとの区長制度に戻して、公民館活動を行政の責任できちんと立て直してやっていくという方向が正しいまちづくりの方向だということを申し上げておきたいと思っております。

それから、2つ目には、先ほど石上議員が言われました同和対策予算についてですけれども、23年度は運動団体への補助金が約250万円です。それから、固定資産税の同和減免と呼ばれるものが23年度で202万7,000円程度、減免額として減免しておられるという状況だと委員会で聞き取りました。先ほど亀尾議員の最初の討論の中でも、国の特別対策の予算は終わったんだということで、南部町の状況も人権問題として、これは人権問題は当然どんな時代が来ようと基本的人権は日本国憲法の一番中心、かなめの課題でありますから当然やっていくんですけれども、これを同和対策事業と絡めていくということが問題なんだと、私たちはそういう認識なんです。国も最初の法律の中で、時限立法で地域に限った対策をするのはいつまでもやるのはよくない。これはなぜかという、その地域が未来永劫特別な地域だということを固定化してしまう、だから時限立法でやるんだという方向だったんで、国がやめたというのは基本的に地域間の格差が解消されて、その後やっていくのは一般施策として全住民対象の人権施策だというのが私たちの基本的な立場でございます。

それから、3つ目には、いろいろお金を支出する中で、業務委託とか民営化とかやられました。その中で、給食センターの問題がありますが、一番特徴的にあらわれているのが西伯、会見の給食センター、メホスに対する委託料ですけれども、22年から契約が変わりまして、それまで1,770万の委託料であったものが、燃料費、光熱水費、それから保守点検料、施設管理委託料というような項目を全部トータルで委託するようなやり方に改めて、それを委託費の基礎にしてそ

れに対する本社経費、それまで10%だったものを15%に引き上げた。そのことによって金額としては、21年が1,770万3,000円だったものが、22年、23年度では2,779万3,500円と、約1,000万円、これは直接はね上がっているわけではないです。燃料費、光熱水費が含まれてますから1,000万が直接はね上がっているわけではないですけども、本社経費を10%から15%にしたんだということははっきりしております。そういうふうに私は思います。

それから、保育園をこの23年度は、それまで町直営で働いておられた方を伯耆の国の正職員に採用して、そちらから、さくらとつくし保育園には派遣というか、町職員の身分ではなくなって伯耆の国から保育士さんが働きに行かれるというふうにやられたわけです。このことについても町の将来、子供を大切に育てていくという、町が本来直接責任を負う本当に大切な仕事を民間の法人、町が一部かかわっておりますけれども、町の保育方針に従ってやってもらうということは説明はしておりますけれども、やはり町直営ではなくなったということに対して多くの町民の皆さんが心配をしております。これは当然のことだと思います。私たちは、かねてから保育園は町直営で責任持ってやっていくということを求めておりまして、そのことを主張いたしまして、23年度決算認定には反対をいたします。

○議長（足立 喜義君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。私は、この議案第50号、平成23年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

全体的な総括は、先ほど石上議員が言われたとおりでして、内容も全くそのとおりであるというふうに思いますけれど、やはりそういった職員みずからの責任において町民のサービスをこのように提供していかなければならない。また、職員が減る中で大変苦勞された予算ではあったのではないかなというふうにも思います。先ほど来、共産党議員団の方々、いろいろと反対の討論をされましたけれど、すべてに対してそれに対する反対の、この予算の認定の賛成をしたいところなんです、ある程度絞って私は賛成の討論とさせていただければと思います。

先ほどまず、給食センターの話がありました。最初、亀尾議員は15%の利益、それから、先ほど植田議員は本社の経費ということでそれぞれ違っていたというふうに思います。植田議員が言われたようにこの15%の中にはメホスさんの経費が入っております。すべてが利益ではありません。そこをまず知っていただきたいというふうに思います。給食センターを子供たちの給食をつくるのに来てもらっておりますが、それをメホスさんに管理を、食材、そして、給食をつくっていただく方々、職員の方の管理も指導もさせていただいております。その見積もりにはこう

いった経費は入っておりません。そういったところがこの15%の内訳です。町長が言われるように、もちろん利益は必要です。もう一つは、その利益が例えば町が直接やって町職員をそこに派遣をして、その人件費と合わせてどちらが町にとって逆に利益があるでしょうか。その辺をぜひ皆さん方には、また町民の方には知っていただきたいというふうに思います。

それと、もう1点ですけど、保育士さんの指定管理の問題も出てまいりました。直接町がすれば本当に一番いいのかもしれませんが、現状として今の臨時職員の保育士さんたちを長期的に雇用ができないという大きな問題があって、そこがあって今の指定管理にされたということで、町の執行部側からも何度も何度もこのことに対する説明はあったというふうに思います。その方々が、長期的に勤務していただく方々が行かれて子育てがマイナスになるのでしょうか。保育士の皆さんが何年かかわってしまうというよりは、長年子供たちの姿を見て、そして卒園して行って、また新しい園児が入ってきてもそういった流れをちゃんとくんで続けていってもらえるそういう姿にこのたびなっただけですので、これも全く反対をする理由はないと思います。

それと、最後に地域振興協議会です。私もこの2年間、協議会の推進にはとにかく必要なんだということを訴えてきたつもりであります。共産党議員団は、公民館にすればいいと、区長制度をまたすればいいというチラシが確かに入っておりました。それから、行政の下請はおかしいとかアンケートのものが入っていましたが、まず、アンケートというものは自分たちの都合のいいところだけを出して、こういった形で町民の方に配布して、これが本当に間違いないアンケートの報告の仕方でしょうか。こういったことを町の執行部がされて、こういったものを出せば共産党議員団はどのような対応をされますか。共産党議員団がいつも言われているように私も言います。耳ざわりのいい、町民の聞こえのいい話はできます。ただ、そればかりではない、いろいろなものやっけていかなきゃいけません。

今回、決算資料でこれだけの分厚い資料をいただいています。そのうちの一般会計は全部で551ページ、説明資料があります。これだけの事業をして2億円の黒字、そこが職員の方々が一生懸命された結果ではないでしょうか。それを後世の子供たちにツケを回さないという町長の一番の持論でありますそちらの方に貯金をしていく、そこは全然問題がないのではないかなというふうに思います。

地域振興協議会が、本当に7つがそれぞれの特徴を持って、地域の課題を持って、どうすればいいかということを生懸命やっておられます。例えば区長制度に返して1年ずつかわる区長さん、そういったことを町政の人数の少ない中で対応ができるでしょうか。新しい公民館を、また制度を変えて職員をまた派遣をして、今その中でも本庁舎少ない人数でやっておられます。それ

以上少なくなればもっともっとサービスが行き届かなくなる可能性があります。そういったところをカバーしてくれる地域振興協議会、そして、今の地域の課題に一生懸命取り組んでいる地域振興協議会、必ずこれは南部町にとって将来的には、そして、今でも必要な存在だというふうに思っております。協議会の皆さんにはこれからも一生懸命地域のために頑張っていたいただきたいということもお願いをして賛成の討論といたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 7番、赤井です。私は、議案第50号、平成23年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。今ほど賛成、反对方の討論を聞きましたが、私は数字の方には余りとりわずに概略的な反対討論をしてみたいと思います。

数字の方は先ほど御説明いただいておりますので、省略させていただきます。平成23年度一般会計の決算について、歳入は72億9,912万9,000円の歳出が69億764万7,000円であったということで、決算上1億9,000万円の黒字の決算になったわけでございますから、これについては大変結構なことだと思います。しかしながら、住宅資金の貸し付けの問題、それが未回収になっておって、皆様も御承知のとおり未収入金が累積で8,400万にもなっております。（発言する者あり）ごめんなさい。8,400万円もの未収金となっております、そういうこと。

そして、地域振興協議会の問題についても先ほど板井議員が語る述べられましたが、そういう地域振興協議会につきましても、実際に5年を経過してもいまだにまだほとんどが人件費を中心とした内容になっているというようなことを考えますと、本当にこの振興区の事業のあり方についても若干の疑義を持ちます。

それから加えまして、さらに南部町地域振興会の緑水園の常務理事の報酬として200万円が計上されております。これは町長は、法律に抵触しないし、非常勤の議員であり、常務理事に対する報酬に、措置に問題ないとの見解を示されておりますが、議員の公的施設の常務理事の就任について論理的にも道義的に、あるいは倫理的に許されない任命であり、また社会通念上の公序良俗に反するような不法な人事だと考えます。他町村でも議員がいぶかしく思われるような公的なものの要職につかないように議員間でお互いの申し入れ事項にされていると聞いております。等々の理由によりまして、決算であります200万円の常務理事に対する報酬の支出は、不条理で認められないと私は考えます。

また、先ほど交付金の問題で、合併の一本算定の関係で1年間5億円も減額されるから、そういうこともしっかり……（発言する者あり）5億円（「1年間じゃないよ」と呼ぶ者あり）ちょ

っと私、間違っって言ったかもわかりません。（「5年間」と呼ぶ者あり）5年間で5億円もの交付金の削減も言われております。したがって、南部町の住民サービスにいろいろ支障があるように考えます。等々を考えたときに、今申し上げましたような事由によりまして、このたびの23年度の決算については、私としましては決算の認定はすべきでないと、反対討論といたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 井田でございます。議案第50号、平成23年度一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど赤井議員、住宅貸付金のことを一般会計の中で言われましたけど……（発言する者あり）ちょっと勉強不足だと思いますけど、これは特別会計でございますので、特別会計の中で……（「特別会計の中だけど、一般会計で繰り出ししているでしょう」と呼ぶ者あり）いやいや……（「一般会計で繰り出ししてるだがん」「だけん、そのとおりだけん、いいですが」「8,400万」と呼ぶ者あり）そのことだけは言っておきます。

まず、先ほど同僚議員の石上議員、それから板井議員が大体のことを網羅して賛成の討論をされましたので私は簡単に賛成の討論させていただきますが、今回の決算でございますけど、実質単年度収支が1億9,000万ほどの黒字であったということでございます。

そして、歳出については、目的別、それから、性質別ともそれぞれ対応されております。そして、その中で性質別の義務的経費でございますが、これは人件費、扶助費、公債費、それから、投資的経費でぜひこれはやらないかんわけですが、その中の普通建設事業で町道赤猪岩神社線改良工事ですね、これは古事記編さん1300年ゆかりの赤猪岩神社でございます、これができたおかげでこれから観光バスが赤猪岩神社の門の近くまで進入できると。これは大変結構なことではないかと思っております。

それから、保育園施設整備でございますが、これは園児の快適な保育ができるように私は期待しておるところでございます。

それから、会見第二小学校の体育館増改築でございますが、これも鶴田、池野地区の、耐震化になりまして避難場所として使っていただく。また、生徒が、児童が屋内運動ですね、本当に快適なスペースになっておりますし、十分運動ができるというように私も期待しておるところでございます。

それから、法勝寺庁舎エレベーター設置でございますが、これも高齢者がいろいろ3階、2階上がられるのに本当に楽になった。また、車いすの御利用の方の便利さも十分確保できたのでは

ないかというふうに私は理解いたしております。

それから、解体処理施設新設工事事業でございますが、これは今現在、いろいろジビエ料理と
いますか、私、物すごい期待しております、これから大いにそういう料理が南部町として
の特産物だないですけども、期待できるんじゃないかというように期待しておるところでございま
す。そのための経費、物件費、維持補修費、それから扶助費等、また積立金は減債基金として1
億3,207万積み立てられまして、執行されているということでございます。

歳入については、自主財源、そして、依存財源の確保により対応されているということござ
います。

そして、最後に、監査の審査意見を付しまして、以上のことを総合的に判断をいたしまして賛
成といたします。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 私は、この議案第50号、これに対しまして、ちょっと訂正の意
味のところで賛成をいたす討論をさせていただきたいと思えます。

先ほど赤井議員がおっしゃいました緑水園のことでございますが、この分につきまして、今そ
の後言われた副議長の発言の中には訂正がありませんでしたので、ここの部分だけを私は訂正を
求めておきたいと思えます。

赤井議員の議論は一般質問でなさいましたけれども、そのときの初めにこれは成り立っている
ということであって間違いではない、正当なことだというような解釈なのですが、そこのところ、
あえて赤井議員の理論でもってお話しなさいました、おかしいということございました。これ
はちっともおかしくない。そういう意味におきまして、この部分だけははっきり申し上げておか
ないと、何か本当にごっちゃまぜにしたような感じになってしまいますので、ほかの点はほかの
議員の方がおっしゃるとおりでございますが、この点だけは訂正を求めて私は賛成討論といたし
ます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 一番大事なことをあんまり賛成討論言われませんでしたのであ
え言わせていただきますが、この23年度決算は23年度当初予算を通じて決算されたものでござ
います、執行率がほとんど95%以上をされておりました。その中で1億9,000万の黒
字を出したと。一番大事な、一般家庭を考えられてもいいですけど、単月の状態、年度別の
状態で、我が家の家計がことしはどうだったろうか、それが一番大事なことだと思います。我
が町では今回、新たに3億円ほどの基金が、貯金ができたとがまず第1点。

それと、地方債の要は借金ですね、その我が町の借金がことしは前年度と比べて7億3,599万円も減ったと。それによって我が町の全借金と収入、いわゆる引いたらまだ3億3,000万お金が残る。そのような、初めてですが、お金が残ったと。全部の借金を引いて基金のやつを入れて、基金の合計が今32億9,770万ございますが、それらを入れて全部の借金を棒引きいたしましたら、3億3,000万も23年度決算で残った。いい決算ができたな、私は思っております。

執行率もほんならその事業をやってないかといえば、ほとんどしております。98%ぐらいな執行率でございました。それをやってなお、このような結果を残したというこの23年度決算については賛成すべきだと思って賛成討論いたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第50号、平成23年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。（「休憩」と呼ぶ者あり）

ここで休憩いたします。再開は25分であります、10時25分。

午前10時09分休憩

午前10時25分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

日程第4 議案第51号

○議長（足立 喜義君） 日程第4、議案第51号、平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第51号、平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案第51号は、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

23年度は当初、基金繰り入れを6,000万円予算として計上していましたが、決算では1,500万円の繰り入れにとどまりました。一方、6月の臨時議会で税率の改定がありまして引き上げられました。この間の国保被保険者の生活実態は大変厳しいものがありまして、徴収についてもなかなか御苦労されていると思います。そういう実態の中で、やっぱり税率の引き上げというのは慎重であるべきではなかったかと思えます。町長も国からの財政支援を繰り返し求めているんだと。この会計の厳しさは執行部の認識とも共有するところだと思うんですけども、税率引き上げと、それに対する負担増ということが行われたこの決算については、やはり反対をせざるを得ないということで反対討論とするところであります。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この51号、国保の関係、国民健康保険特別会計の決算の認定ですが、今、植田議員が言われましたとおり、予算では6,000万円の基金を崩して入れなもたんだないかという22年度の決算が大変でございました。高額医療の増大等でそれを加味したら、そのかわり基金繰り入れと同時に税率も改正いたしまして、両方折半してこの難を乗り越えようとしたのが23年度の予算でございました。

実際は6,000万も崩すことなく一千五、六百万でよかったです、これも全部冷や冷やの綱渡りの国保運営でございまして、これはまだ本当に高額医療がもっと前年度並みに出てましたらこの6,000万も危ないじゃないかというような雰囲気の内容でした。

どうもなぜ高額医療が出だっただろうかといういろいろ聞いてみましたら、西伯病院が行っております高齢者の肺炎球菌ワクチン、これがこのごろ功を奏しておりまして、高齢者のそういう高額医療費の増大、死亡が少なくなったと。それが原因じゃないかというような分析いたしまして、町の高齢者施策の一役を買ったなと安堵しているところございまして、あの基金を崩さでもよかったですかねかというのは結果論でございまして、この当時は本当にこれは綱渡りじゃないかというような雰囲気ございまして、23年度はこれで乗り越えました。

24年度については、税率を変えずにこのまま頑張っていこうというような予算でしたが、これはこれで本当に健康なお年寄りがふえたということで、この決算については賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号、平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第5 議案第52号

○議長（足立 喜義君） 日程第5、議案第52号、平成23年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第52号、平成23年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

賛成多数で認定すべきものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 23年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

詳細な説明を委員会で受けました。それで、生活困窮の方だとか生保の方だとか相続放棄だとか、そういういろんな状況がある程度見えてきたんですけども、滞納繰越額の総額が8,400万たまっておりまして、これはすべて町が立てかえ払いをしたものとなっております。23年度単年度で見ますと、11名の方が全く現年度分の納入がないという、これは26名中11名の方が全く納入がないというような状況があります。町としてもこれに対して明確な方針が見出せていないということで、町長も全国の協議会をつくってどういう最終的な対策をするのかと

いうことも検討中だということなのですが、町の持ち出し、立てかえ払い、これをきちんと精算する見通しを示さない限り、やはりこの決算認定については承認できないという立場でありまして、そういうことから反対をいたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。私は、議案第52号、平成23年度住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

この事業は、貸付事業はもう皆さん御存じのとおり終了しておるわけでございますが、現在、貸付金の回収など一般管理費、これは一部県補助金をいただいておりますが、そして、償還業務でございます。その中で、先ほど植田議員は全部町が立てかえておるということをおっしゃられたけれども、現在、住宅貸付金の現年度徴収率は44%回収しておるわけですね。その不足分を一応町が立てかえておるということでございますので、その辺間違いないようによろしくお願いいたします。これが住宅貸付金の現年度分徴収率が44.4%、過年度分は1.7%でございます。宅地貸付金の現年度徴収率は50.1%、過年度分は2.7%であります。現在の社会環境、状況は不景気で稼ぎも給料も不安定な状況の中、先ほど植田議員も言われましたけれども、高齢化、また後継者問題も影響しているようでございます。

現年度分の償還については年2回借り受け人へ納付書を送付されまして、滞納者についても訪問を通して督促、それから、分納相談、徴収を行っているようでございます。今後も、職員の皆さん本当に大変でございますけれども、一層の回収努力をしていただくことを切にお願いをいたしまして、私は総合的に判断いたしまして賛成といたします。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第52号、平成23年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第6 議案第53号

○議長（足立 喜義君） 日程第6、議案第53号、平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第53号、平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定するものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第53号、平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

私も議員になりまして、ずっとこの問題を議題として経済委員会で討議をまいりました。そのたびに、この問題についていろいろな施策をとるべきだということや、ずっと反対してまいりました。それで、ずっと今まで会計検査等で、審査意見で今まで出なかったところが今回初めてこの農業集落排水についてと、あと公共下水、それから、浄化槽整備事業についても同じでありますけれども、審査意見を読みたいと思います。

接続率の伸び悩みが認められる。経済的、高齢化が主な原因であるが、町として今後どのように推進すべきか方向性を明確にして対応されたいということは、やはり町として方向性が明確にされなかったから伸び悩みがあるということで、町としての施策が不十分であるということを上げまして反対といたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、反対者の方から監査意見のものそのまま言われまして、これは私の方が言わねえかなと思ってますが、このとおりでございますが、今後本当に町として方向性を明確にしていきたいことを言ひまして、賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第53号、平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第7 議案第54号

○議長（足立 喜義君） 日程第7、議案第54号、平成23年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第54号、平成23年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員一致で認定すべきと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第54号、平成23年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第8 議案第55号

○議長（足立 喜義君） 日程第8、議案第55号、平成23年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第55号、平成23年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しましたので報告し

ます。

○議長（足立 喜義君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この平成23年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

反対理由は、議案第53号と同意見でございます。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 私は、この第55号、浄化槽整備事業特別会計の賛成の意見で討論をさせていただきます。

先ほど反対者の方から農業集落排水と同じということですが、これは先ほどもありましたように監査意見の中にもございました。しかしながら、伸び悩みがあるから会計を否決するというようなものではないと思います。要は、職員が頑張っって接続に向けて取り組んでおる成果が一つ一つ出て接続率が年々上がっているということもございます。ただ、経済的な状況等も踏まえた中で、いろいろ今後考えていかなければいけないという宿題が監査意見でもございますが、やっぱりそういうところを踏まえた中で今後の取り組みとして議会としては注視するべきであろうということで、私は否決するべきではないと思っておるところでございますので、可決するべきだと思います。以上で終わります。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第55号、平成23年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第9 議案第56号

○議長（足立 喜義君） 日程第9、議案第56号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計

歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第56号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第56号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論いたします。

先ほどこの下水等の接続について、職員が頑張ってるんで反対すべきでないということでしたけども、やはりここでなぜ監査意見の方で上げられたかということ、もうここで、確かに職員は頑張っておられますけども、限度があるんじゃないかということから、ここでやはり町としての方向性を明確にして対応すべきだという監査意見だというぐあいに私は解釈しております。そういうところから、そういうことがないということで反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。私は、議案第56号、平成23年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

接続率の話先ほどからずっとしてきておられますけれど、上下水道の使用については資料をいただいております、平成19年度、5年前ですね、これが79.8%、それから、23年度は88.0%ということで、10%の伸びがあります。単年単年で皆さん、職員の方、努力されてこうやって5年を経過しますと、これだけの接続率も伸びてきているということが実際ここにあります。決して接続率は伸び悩んでいるわけではなくて、私はこの少しずつの努力がちゃんと実に結んできているというふうに思います。

それとあわせて、この事業に対しては日吉津村、それから大山町、3町で経営しているコンポスト事業も入っております。このコンポスト、非常に評判がよくて、肥料等もたくさん売れて足

りないぐらいの状況だということで、このたび説明も受けております。そういったことも含めて何ら反対する意味はないというふうに思っておりまして、賛成の立場で討論とさせていただきます。以上です。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第56号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第10 議案第57号

○議長（足立 喜義君） 日程第10、議案第57号、平成23年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第57号、平成23年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 13番、亀尾でございます。私は、議案第57号、平成23年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対するものであります。

理由は、私はいわゆる指定管理者、これは伯耆の国でございますね。これまで各年ごとに建設費の起債返還、返済のための目的でお金が入っておりました。しかし、23年度を最終としてこれ廃目になりました。かわって24年度になってから一括で寄附をという形で入っておりますけれども、今後は町にお金が入らない、このことでもあります。起債はまだ残っているというぐあいに私は理解するんですけども、そのことからしますと、今後のことを考えると非常に問題があると

いうこと。

それから、さらに指定管理の施設でありますね。しかし、内容についてはなかなか説明が不十分であるということ、私はそういうぐあいに感じております。そのことをもって反対するものであります。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5 番、景山浩君。

○議員（5 番 景山 浩君） 5 番、景山です。私は、賛成の立場から発言をさせていただきます。

この介護サービス事業ですが、寄附金として受けたものを起債を償還するというので、この会計自体には何ら問題はないというふうに思っておりますし、この先にある将来的な廃目並びに 24 年度になってからのことを先ほど申されましたので、少し述べておきたいというふうに思います。

この指定管理になる事業なわけですけれども、もともと町が受けておりましたものを一般的には民間がやっていくのが通常の形態であって、町が深くかかわっていること自体がまれなこういう事業であります。本来の形に戻していくということからは、今後計画されているものが非常に望ましい形ではないかというふうに考えますし、建物等々も非常に古くなってまいりました。今後、町が維持をしていく残存価値と維持をするための資質を考えれば、今後予定されているものは大きな問題があるとは考えられません。これは余分なことではございましたが、以上をもちまして本会計は認定すべきだというふうに思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 先ほどの介護サービス特別会計歳入歳出決算に反対の立場から討論いたします。

先ほどの景山議員の賛成討論は、もともとこの介護サービス事業は民間がやるべき事業だというふうに主張されたわけですけれども、私、町が出捐してつくった法人が、町長は自立という方向が望ましいということで、経営を町から独立させるという方向を示されてきたわけですけれども、私は、本来、町の福祉の中核として町がつくった法人であり、施設であったわけで、それをわざわざ別の民間の法人にする必要はないというのが私の主張の根本でありまして、だから、今回の決算のゆうらくからの寄附金を、先ほど景山議員もおっしゃったんですけども、廃目にしていく方向というのは正しくない。だから、施設維持管理については町が責任を持って行い、それで、町有をしながら指定管理で運営をしていくというのが町のやる福祉政策の方向だというふ

うに主張いたしまして反対をいたします。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この介護サービスについてはいつも問題がございますが、要は社会福祉法人のゆうらくから毎年3,000万入ってくるやつですが、今回で、23年度で廃目ということは、今まで払ったお金と今度24年度に入りますお金入れましても起債が全部終わると。それで廃目にして、確かに植田議員が言われたように、このまま町が持って指定管理にすればいいかもしれん、それは今のゆうらくの理事長さんは大変喜ばれると思います。今後10年たちまして、これからの修理費が恐らくどんどんどんどん出る時期になっております。今のうちに本来ならば介護報酬で自立している法人で直していただく、町がそれを、今の財政問題を考えますとこれから5億、10億になるのをずっと見ていいのか。これゆうらくに限らずに、我が町にいろんな指定管理に出している施設がありますし、いろんな古い建物があります。これらのことも考えますと、本当にこのまま我が町がこれを管理していいのかなっていう、今、状況になりつつあります。これも、ゆうらくも一つでありまして、こういういい時期に自立していただきまして町の財政を本当に軽減していきたい。あとはゆうらくに頑張ってくださいまして、自分の方でその土地、建物等を全部管理していただいてやっていただきたい。なるべくなら本当にこれからお金がかかるような施設は、ちょっと勘弁してねっていったらおかしいですけど、そういう状態でして、今回ちょうど廃目ということで、ただ廃目して借金が残って、うちがあとまだ払わないけんっていうことになれば問題ですけども、24年度には土地を売却いたしまして、そのお金を入れますと起債が全部なくなるということでして、何ら我が町の懐は痛まない。あと、国や県の補助金がありますけど、これは国や県から補助金をいただいたものでございますので返す必要はございませんし、これによって我が町の財政も一つも痛まないという状態になっておりますしということで、これについては賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第57号、平成23年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

○議長（足立 喜義君） 日程第11、議案第58号、平成23年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第58号、平成23年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員一致で認定すべきと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第58号、平成23年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第12 議案第59号

○議長（足立 喜義君） 日程第12、議案第59号、平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第59号、平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） この後期高齢者医療制度そのものが大変問題な制度でして、繰り返し私はこのことを言っておりますが、鳥取県の広域連合でも後期高齢者の連合をつくって医療費の給付を行っています。後期高齢者の掛金もう限界に達して、それで基金を取り崩してやっ

と現状の状況を維持しているということの状況にあると思います。
この制度の根本的な問題は皆さんもよく御存じですが、75歳以上の方だけを対象にした医療制度ということで世界にどこにも例がないということで、医療費のたくさんかかる人たちがその中で給付と支払いを行っていけばパンクしてしまうのは目に見えているわけですし、この制度を民主党政権がすぐ政権交代の公約にもしてたわけですけれども、いまだに新しい制度をつくるどころまで至っておりません。私は、高齢者が安心できる新しい制度を共産党は独自に提案しておりますけれども、少なくともこの制度は廃止していく以外に今の矛盾は解決できないということ

を主張いたしまして反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議案第59号、後期高齢者特別会計でございますが、今、植田議員が言われたところ一理ありまして、確かに基金を崩して運営しておりました。これは今の民主党政権がえらい迷走し出しまして、そういうことでございまして公約違反と言われますが、確かに公約違反でして、迷惑こうむってるのは広域連合、また住民だと思っておりますが、いろいろ聞いてみますと、どうもこの後期高齢者制度が高齢者になじんできているようなそういう雰囲気になっておりまして、どうもそのように、やっぱりよかったですないかという雰囲気にも今なりつつあるようございまして、変えるなら変えても結構ですけども、今この時点ではそういうことも一切なっておりませんし、上手に運営しておりますし、今も75歳以上は大きな所得がある人は除きほとんどの人が1割負担ということで、みんな安心して医療を受けておられます。ということで、これに関しては賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第59号、平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第 1 3 議案第 6 0 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 1 3、議案第 6 0 号、平成 2 3 年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第 6 0 号、平成 2 3 年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第 6 0 号、平成 2 3 年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

ちょっと休憩します。

午前 1 1 時 0 8 分休憩

午前 1 1 時 0 8 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

日程第 1 4 議案第 6 1 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 1 4、議案第 6 1 号、平成 2 3 年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第61号、平成23年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきと決しましたので報告をいたします。

○議長（足立 喜義君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 先ほどは失礼しました。議案第61号、平成23年度病院事業会計決算認定について、反対の立場から討論いたします。

病院は、この23年度におきまして個室ベッド料の値上げを行いました。それから、鳥取県の自治体病院補助金を、一般会計で言わなければなりませんでしたが、繰り入れがされておられません。本来、鳥取県の要綱から考えますと自治体病院は当然この起債利息の半額を町が支出し、病院は受け取るということで健全経営をやっていたらというふうに思います。

それから、もう一つは、病院がなかなか厳しい経営をされている一番大きな原因は、病院施設の立派な、立派過ぎるというような施設の建設がやっぱり経営を圧迫している一番大きい原因ではないかと思います。新しく西伯病院を建設する当時は、私は議員ではなかったので詳しいことはつぶさにはわかりませんが、いろんな提案があって過大な投資ではないかという議論があったというふうに聞いております。今から考えると、その指摘はいろいろ当たっていると私は思っております。

それはさておき、今の病院の現状を見ると、町はきちんと県の要綱に示しているとおりに起債利息の半額を病院に繰り出すべきだと思います。そういうことを言ひまして反対をいたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 病院会計につきましては、前年度は黒字決算でございまして、今年度は600万ぐらいの赤字に転落いたしました。すべて内容がわかってございまして、平成20年度に策定されました病院改革プランでは、22年度では黒字化を目標としたプランであって計画どおり黒字化になりました。23年度は赤字になりましたが、これらをすべて認識されて課題を整理して明確にされておられまして、全員がこの共有をしておられまして、経営安定に向けて努力されていることは今聞いておりますし、またこれからも期待しているところでございます。

が、室料差額の問題言われましたが、この室料差額、たしか値上げはいたしました、近辺の自治体病院に比べればまだ安いんですね。市内の開業医さんの室料、個室見ましてもそっちの方が高いし、内容がトイレはないし云々で大変なところですが、西伯病院はそういうことをきちっとしております、それなりに。また、個室についても医療上、個室が必要となる人は室料差額は取れませんし、取ってません。この個室は何ぼ、3,000円ぐらいかかりますよ。あなた、それでも入られますか。そのぐらいなら払いますので入らせてくださいと、そういう人のみ入ってもらっている状態ですね、たしか。そういうものが個室の差額でございますが、また今、過大な投資であんまり立派過ぎたと言われましたけど、あの古い病院で今もし経営しておりましたら、この診療報酬の点数の改定というか、あれの問題は全然加算点数がとれる状況でなかったんですね、あの当時。これは改修したおかげで今までとれなかった、新しい病院になって、環境がよくなったということで新しいことで点数がたくさんとれるようになったと。これは医療上の問題でなしに、ただ、改善して環境をよくしたということでよくなった。そのようなもので大変経営についてはプラスになっておるんです。

それと、県の補助金を出すので町も出したらええじゃないかということですが、この間、1回出しましたが。あのときは出したのは、内部留保資金もなくなって資金ショートしかけておったんですね。そういうときにはやっぱり公立病院ですので、そういうのをまた出さないけんと思えますけど、今回の西伯病院、内部留保資金を結構じゃないですけど持っておられます。そういうところに町がまたこういう厳しい財政難のときに出していいのかな。町がたくさんお金を持ってやっと黒字になってうまくなったときに、西伯病院にも県と同じように出せ、しかも内部留保資金があるのに出せというのは町民の理解が得られないんじゃないかと私は思います。こういう内部留保資金も今ためつつあるということは、職員初め、院長先生初め、皆さんが本当になって一生懸命診療努力されたたまもののでございまして、つい最近も単年度の医業収益と医業費用を差し引いてもプラス経営になったのが何カ月かありました。そのような西伯病院、状況になっておまして、本当に明るい状況に今なりつつあります。そういうことを申しまして、これも新しい病院になって、また新しい院長が来られていろんな施策をされたたまものだと思っております、この病院事業会計については賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第61号、平成23年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第 1 5 議案第 6 2 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 1 5、議案第 6 2 号、平成 2 3 年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第 6 2 号、平成 2 3 年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定については、全員一致で認定すべきと決しましたので報告いたします。

○議長（足立 喜義君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第 6 2 号、平成 2 3 年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第 1 6 議案第 6 3 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 1 6、議案第 6 3 号、南部町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第 6 3 号、南部町個人情報保護条例の一部改正については、全員一致で可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第63号、南部町個人情報保護条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第64号

○議長（足立 喜義君） 日程第17、議案第64号、南部町消防団条例及び南部町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第64号、南部町消防団条例及び南部町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、全員一致で可決すべきと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第64号、南部町消防団条例及び南部町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 65 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 18、議案第 65 号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第 65 号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更については、全員一致で可決すべきと決しましたので報告いたします。

○議長（足立 喜義君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第 65 号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 66 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 19、議案第 66 号、平成 24 年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第 66 号、平成 24 年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）は、賛成多数で可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（足立 喜義君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 平成 24 年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）ですけれども、反対の立場で討論いたします。

理由は、伯耆の国にさくら保育園の園長先生を派遣して、その方の共済費として補正をされたということなんですけれども、私は保育園の運営については町が直営でやるべきだという立場でありまして、これは町職員が直接派遣はされていて職員の身分は変わっておりませんが、実際、運営としてはさくら保育園は伯耆の国が運営するという形の予算でありまして、そういうことは町直営でやるべきだということで反対をいたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） 1 番、板井隆です。私は、議案第 66 号、平成 24 年度南部町一般会計補正予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

このたびの補正は、多分全員一致になるんじゃないかというふうに思っておりました。それはなぜかというと、今、反対されます共産党議員団、下阿賀の文書配布のことで常に討論なり、また一般質問等々で行っておられました。このたびの補正では、この文書配布料を、下阿賀の方から要請があって、天津の地域振興協議会を通して配布料をいただくと、協議会の便り等もあわせて配布をするということでこの補正が組まれております。今までそのことでしっかりと話をしてくられた共産党議員団、この予算を反対すればまたもとに戻すのでしょうか。やはりこういった本当に一歩進む補正が組まれているわけです。ほかにもいろいろと大切なものも補正が組まれておりますが、特にこのことが入っている中で反対をされる気持ちがわかりません。賛成をすべきだということで討論といたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13 番、亀尾共三君。

○議員（13 番 亀尾 共三君） 私は、この議案 66 号、平成 24 年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）に反対するものであります。

最初、植田議員が反対理由を保育園の件で言ったんですよ。ところが、賛成討論で、反対されると全部これを仮にこの予算が否決された場合は通らんということはそれは当然なんですけれども、反対理由として上げたのは下阿賀のいわゆる文書配布料とかそういうことは一つも上げておりませんよ。私どもは、もしこの予算に反対するのであれば、すべてのことに反対するのかというぐあいにとられるのであれば、1 項目ずつ審査して採決とってください。そうすれば中身を吟味し

て、この件についてはいけないとか、これについては可だということをはっきりと言いますので、議論を差しかえて言うなんてとんでもないことです。（「そんなことない」と呼ぶ者あり）私はそのことを理由に反対するものであります。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 私は、この議案第66号に対しましては賛成の立場で討論させていただきます。

この補正予算、とても大切な、本当に全母親の願いがこもったそういう補正であるということにお気づきじゃないでしょうか。この不活化ポリオワクチンの導入、これは長年子供を持つ親の願いでございました。このことにつきまして本当に長い間運動されてきておりまして、やっとこれが導入されるようになりました。今、ポリオは日本ではないのではないかって思われておりますが、でもまだ海外の方では発生しております。その分は発症しても体に症状はなかなかあらわれない。これだけ人口の流通する中で、動く中で、そういうことがわからずに日本に来て、それで日本ではなかなかポリオの生ワクチンだったので控えてらっしゃった、そういう方たちが知らない間に免疫力のないところでまた発症するかもわからない。そういった本当にはらはらすような状況が母親の中では持っておりました。それですので、本当に補正予算のこの項目については、私は非常にうれしく思っております。

それと、私は、教育行政についても今回一般質問いたしました。その中でこの予算に上がっておりますのは、地域とともに連携した教育支援活動の体制づくりをする、このような予算も入っております。（サイレン吹鳴）それに、会見小学校では遊具の補修費などが入っております。子供を取り巻く環境というのは本当に大変なところがございます。今、これから生まれる子供、出生前検診というものが非常に技術が発達してまいりました。出生する前からいろいろ子供のことにつきまして心配しておられる方があります。現在生まれてきている子供たちを安全にはぐくみ、育てていく、そういう意味におきましては、この補正予算というのはとても大切だと思います。そういう意味におきまして、私は賛成といたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第66号、平成24年度南部町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 0 議案第 6 7 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 2 0、議案第 6 7 号、平成 2 4 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、青砥日出夫君。

○予算決算常任委員会委員長（青砥日出夫君） 議案第 6 7 号、平成 2 4 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、賛成多数で可決すべきと決しましたので報告いたします。

○議長（足立 喜義君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 議案第 6 7 号、平成 2 4 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）ですけれども、先ほどの決算の認定のところでは言いましたけれども、この制度そのものがやはり問題があるわけですし、この補正予算も同じ理由によりまして反対をいたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） この問題も植田議員と同様に決算で認定したとおりでございますが、もう住民の周知がしているということと、この中身は保険料を払いやすくなるように、ゆうちょ銀行、郵便局でも支払いができるその納付書を作成するための費用の分でございますが、中身もいいと思ひまして賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 6 7 号、平成 2 4 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 1 陳情第 9 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 2 1、陳情第 9 号、2 0 1 3 年度国家予算編成において、教育予

算拡充を求める陳情書を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

- 民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 陳情第9号、2013年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書。

これにつきまして、民生教育常任委員会常任委員会で審査をいたしました結果、非常に重要な案件であり、この陳情を採択し、あわせて30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を提出すべきと決しました。

- 議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、陳情第9号、2013年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書を採決いたします。

委員長報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第22 陳情第10号

- 議長（足立 喜義君） 日程第22、陳情第10号、最低賃金の引き上げと安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める「意見書」採択の陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

- 総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 陳情第10号、最低賃金の引き上げと安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める「意見書」採択の陳情ではありますが、総務経済常任委員会で審査いたしました。

全員一致で採択し、意見書を提出することを決めております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、陳情第10号、最低賃金の引き上げと安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める「意見書」採択の陳情を採決いたします。

委員長報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第23 陳情第11号

○議長（足立 喜義君） 日程第23、陳情第11号、地方財政の充実・強化を求める陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 陳情第11号、地方財政の充実・強化を求める陳情ですが、総務経済常任委員会で審査いたしました。

全員一致で採択し、意見書を提出することを決めています。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、陳情第11号、地方財政の充実・強化を求める陳情を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第 2 4 発議案第 1 6 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 2 4、発議案第 1 6 号、3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題といたします。

提案者である民生教育常任委員長、景山浩君から趣旨説明を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 発議案第 1 6 号、3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を提出をいたします。

中身につきましては、仲田副委員長の方から読み上げ説明をいたします。

○議長（足立 喜義君） 2 番、仲田司朗君。

○民生教育常任委員会副委員長（仲田 司朗君） そうしますと、発議案第 1 6 号、3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を朗読させていただきます。

発議案第 1 6 号

3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出する。

平成 2 4 年 9 月 2 5 日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員長 景 山 浩

南部町議会議長 足 立 喜 義 様

3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

2 0 1 2 年度から、鳥取県においては全学年 3 5 人以下学級が実現した。しかし、国においては、基礎定数化されたのは小学校 1 年生のみで、今年度小学校 2 年生については加配措置に留まっている。

日本は、O E C D 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子供に丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要がある。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの

意見募集」では、約6割が「小中学校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げている。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかである。新学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加した。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著にふえている。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されている。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中で日本は最下位となっている。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級にすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月25日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

以上でございます。

○議長（足立 喜義君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、発議案第16号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第25 発議案第17号

○議長（足立 喜義君） 日程第25、発議案第17号、最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書を議題といたします。

提案者である総務経済常任委員長、秦伊知郎君から趣旨説明を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 秦です。

発議案第17号

最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成24年9月25日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員長 秦 伊知郎

南部町議会議長 足立 喜義 様

別紙につきましては、副委員長をもって朗読させます。

○議長（足立 喜義君） 1番、板井隆君。

○総務経済常任委員会副委員長（板井 隆君）

最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の
拡充・強化を求める意見書（案）

働く貧困（ワーキング・プア）の増加が社会問題となっている。今や、年収200万円以下の民間労働者は1,000万人を超え（国税庁調査）、生活保護受給世帯も歯止めのない広がりとなっている。そのことが、内需を冷え込ませ、地域の商店街の衰退や中小企業の経営難を招き、失業を増やし、少子化を進め、社会の根幹を揺るがせている。

最低賃金法によれば、最低賃金は「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮」して決定されるはずであるが、現在の最低賃金は、フルタイム就労（法定労働時間の上限）でも年収120万円から150万円程度であり、生活保護基準を下回っている。法の趣旨を踏まえれば、最低賃金法の抜本改正が必要である。2010年6月の「雇用戦略対話」の場で「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円を目指す」ことを政・労・使の3者で合意している。日本以外の先進諸国では、最低賃金に格差をつけない「均等待遇」にすることが一般的であり、その施策が不況の中でも消費購買力を向上させ、暮らしの改善と地域の活性化をもたらしている。日本の最低賃金も、そうした制度へと発展させることが望まれる。

ただし、最低賃金の引き上げによる経済効果があがるまでのコスト負担が中小企業に及ぼす影響については、十分に配慮する必要がある。政府は中小企業予算の増加と支援策の拡充（業務改善交付金の上限の引き上げ）、親企業による下請叩きなどを防止し、公正取引を確立するための中小下請け企業関連の法改正や運用改善、公契約における適正な発注などを進め、適正利潤確保、地域間の格差是正と景気回復を図り、安定雇用の創出のために必要かつ有効な施策も進めるべきである。

よって、政府においては、生活保護基準を下回っている最低賃金を引き上げ、ワーキング・プアをなくし、日本経済を景気回復の道へと導くため、次の事項を早急に講じるよう強く要望する。

記

1. ワーキング・プアの根絶と地域間格差の是正を図るため、2010年6月の「雇用戦略対話合意」を実現すべく、最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制度を実現する最低賃金法の抜本改正を行うこと。
2. 上記法改正と併せて、中小企業の予算を増やし、中小企業への経営支援策を拡充すること。
3. 中小零細企業支援策の拡充、下請取引適正化のための制度改善を実施し、適正な単価・条件で公正な取引が行われる経済環境を実現すること。

4. 企業に対し、労働者の雇用維持と安定雇用の創出を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月25日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣

厚生労働大臣

以上です。

○議長（足立 喜義君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、発議案第17号、最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第26 発議案第18号

○議長（足立 喜義君） 日程第26、発議案第18号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案者である総務経済常任委員長、秦伊知郎君から説明を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 秦です。

発議案第18号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成24年9月25日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員長 秦 伊知郎

南部町議会議長 足立 喜義 様

別紙につきましては、副委員長をもって朗読させます。

○議長（足立 喜義君） 1番、板井隆君。

○総務経済常任委員会副委員長（板井 隆君） 副委員長の板井です。朗読をさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

急速な高齢社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっている。社会保障において、子育て、医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が重要である。また、全国の経営状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっている。

とくに、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められている。2012年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2013年度予算においても、2012年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められる。

このため、2013年度の地方財政予算全体の安定確保にむけて、政府に次のとおり対策を求める。

記

1. 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。また、復旧・復興に要する地方負担分は、通常の予算とは別に計上すること。
2. 医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢者に対応した一般行政経費の充実、

農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2013年度地方財政計画を策定すること。

3. 地方財源の充実・強化をはかるため、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税5税の法定率の改善、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月25日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財政大臣

経済産業大臣

経済財政政策担当大臣

以上です。

- 議長（足立 喜義君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、発議案第18号、地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第27 発議案第19号

○議長（足立 喜義君） 日程第 27、発議案第 19 号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・拡充する仕組み」の構築を求める意見書を議題といたします。

提案者である議会運営委員長、石上良夫君から趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君）

発議案第 19 号

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の
構築を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

平成 24 年 9 月 25 日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員長 石上良夫

南部町議会議長 足立喜義様

なお、別紙につきましては、副委員長に朗読させますので、よろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 6 番、杉谷早苗君。

○議会運営委員会副委員長（杉谷 早苗君） 副委員長の杉谷です。では、読み上げます。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の
構築を求める意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の安全、水資源の涵養、自然保護の保持など、「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は京都議定書において、第 1 約束期間である平成 20 年から平成 24 年までの間に、温室効果ガスを 6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち 3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成 24 年 10 月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成 24 年度税制改正大綱」において、「平成 25 年度実施に向けた成案を得るべくさらに検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止を確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月25日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

厚生労働大臣

文部科学大臣

衆議院議長

参議院議長

以上です。

○議長（足立 喜義君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、発議案第19号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 28 発議案第 20 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 28、発議案第 20 号、香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書を議題といたします。

提案者である秦伊知郎君から趣旨説明を求めます。

12 番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 秦です。発議案第 20 号、それと、この後に提案されます 21 号、これにつきまして少し説明をしておきます。

本来ならば、文書扱いということで処理するはずでありましたが、この件につきまして総務経済常任委員会の副委員長であります板井議員の方から、ぜひ議会で取り上げて陳情として意見書を提出してほしいという御依頼がありました。

民生常任委員会の方にもお諮りいたしまして、ぜひ議会全員一致でこの陳情を採択し、そして、意見書を提出するという考え方に至ったわけではありますが、残念ながら全議員の賛同を得ることができませんでした。

したがって、総務経済常任委員会の中で有志の議員を募って、総務経済常任委員会の中で審査をいたしました。

全員一致を見ることはできませんでしたが、こうして陳情として上げさせていただいております。それでは。

発議案第 20 号

香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

平成 24 年 9 月 25 日 提出

提出者	南部町議会議員	秦	伊知郎
賛成者	同	足立喜義	
	同	細田元教	
	同	青砥日出夫	

同 赤井 廣 昇
同 板井 隆

南部町議会議長 足立 喜義 様

別紙につきましては、副委員長をもって朗読させます。

○議長（足立 喜義君） 1 番、板井隆君。

○総務経済常任委員会副委員長（板井 隆君） 副委員長の板井です。意見書の方を朗読させていただきます。

香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書（案）

8月15日、香港の民間団体である「保釣行動委員会」の船がわが国領海に侵入し、乗組員の一部が尖閣諸島の魚釣島に不法上陸した。

今回の不法上陸に関しては事前に予告があり、政府としても対応方針を決めていたはずであるにもかかわらず、みすみす不法上陸させることになったことは極めて遺憾である。また、海上保安庁艦船に対してレンガ等を投げつけるなど、明らかに公務執行妨害であるにもかかわらず、出入国管理及び難民認定法第65条を適用し強制送還としたことは極めて遺憾である。

- ・一昨年中国漁船衝突事案では那覇地検の判断と名目で船長釈放
- ・メドベージェフ露大統領の北方領土不法上陸
- ・李明博韓国大統領の竹島不法上陸

が相次いで行われ、わが国の外交・領土問題及び危機管理において国家にとって有益でない対応をしたことは、本町議会においても看過できない。

よって国におかれては、日本の国家主権を断固として守るために、以下の項目を実行されるよう強く要望する。

1. 政府は事実関係を明らかにするため、現場海域で撮影した映像を全面的に公開すること。
2. 今後、同様の事案があった場合、出入国管理及び難民認定法第65条を適用することなく厳正に刑事手続きを進めること。また中国に対し、断固たる抗議を行うとともに再発防止を強く求めること。
3. 尖閣諸島及びその海域の警備態勢・方針を抜本的に見直すとともに、領土・領海を守るために必要な法制度の整備、関係機関との連携、装備・人員などの拡充を急ぐこと。
4. 施設の整備などを通じた尖閣諸島の有人化などによる実効支配をより強化するとともに、尖

閣諸島の国有化を確実に進めること。

5. 尖閣諸島は歴史的にも国際法的にもわが国固有の領土であり、そもそも領土問題は存在しないという明確な事実を国際社会に示す外交努力を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月25日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

外務大臣

国土交通大臣

防衛大臣

以上です。

○議長（足立 喜義君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 提出者に質疑をいたします。陳情項目の5番目です。そもそも領土問題は存在しないという明確な事実ということで、日本政府もそういう見解で繰り返しやってきたと思うんですけども、先日、日本共産党の志位委員長は、中国在駐日大使と会見いたしまして、そもそも領土問題というのは今の日中関係では、日本の主権としては尖閣諸島は日本の領土だというのは、日本の立場からいえば当然領有は正当だというのは共産党もそういう見解なんですけれども、でも、それをそもそも領土問題は存在しないということで二国間交渉を行わないというのは間違いではないかということをお願いしたんです。過去の30年間……（発言する者あり）いやいや、違うんです。（発言する者あり）違うんです。過去30年間、歴代の政権は、この今の尖閣については……（「議長、質疑になってないですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（足立 喜義君） 短くやってください。端的に。

○議員（4番 植田 均君） 交渉をしてきていないというふうに私は調べてきたんですけども、

そういう事実ではありませんか。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） うまく答えられるかどうかわかりませんが、尖閣諸島というのは日本固有の領土ということは同じ認識だというふうに思います。日本固有の領土であるがゆえに実効支配が行われて、確かにこの60年間、情報の発信というのは日本にとって不幸なことに余り活発ではなかった。それが今日の結果を招いているということは反省するべきだというふうに思います。しかしながら、それは歴代の政府の責任であって、その属している沖縄県の責任では全くありません。今、沖縄県の漁民の方は大変な被害をこうむっております。私は、今回の尖閣諸島が国有化されたことにより実効支配を強化し、港湾、あるいは気象レーダーの施設とかそういうものをつくって実効支配をさらに明確にすべきだというふうに考えております。領土問題がありませんので、二国間協議をするということは根本的にはあり得ません。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 先ほどの質疑でも少しお話をしましたけれども、この尖閣諸島は1885年に古賀さんという方が貸与願を申請されて、それが最初の領有行為。先に占有するというので、国際法で正当と認められたということ。その後、中国が1970年になるまで異議を唱えることがなかった。だから、その当時、中国側の主張は、日清戦争で奪ったというようなことも言っているようだけれども、そういう事実はないと。ですから、固有の領土ということでは間違いはないと。

だけれども、それを二国間でこれだけいろんな中国国内で国民のデモが起きたりとかするような事態の中で、何が一番大事かということ、冷静な国際的な交渉といいますか、道理を尽くした二国間の話し合いの場をつくっていくということが何よりも大事であって……（発言する者あり）今は緊張をいたずらに激化するような行動は双方が慎まないと問題の解決を難しくするという事なので私は考えておまして、日本の政府はそういう慎重な対応をするべきだということで、私はこの意見書を不採択にするべきだと思います。

○議長（足立 喜義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） まことに不可思議な論法で説明されました。日本固有の領土であるということを認めておられます。そして、騒ぎを起こしているのは日本なのか、中国なのか、どっちかということなんですね。確かに中国は、国力は今、非常に増大しました。海外に出る機会をうかがっています。そういう戦略の中に尖閣列島があるわけでありまして。もちろん東シナ海もあるわけでありまして。その中国の野望に巻き込まれて、まさに代弁されているような論議ではないかなというふうに私、思います。日本固有の領土であり、粛々と日本が管理すればそれでいいことでもあります。

確かに前にも言いましたように、この60年間、日本が強力なメッセージを送ってこなかったと。そういうことに対して批判は歴代の政府は受けるべきでありますし、それを差し引いても今、日本国全員で、国民全員でこの領土を守っていく、そういう運動を進めていくべきだと私は考えています。よって、この陳情に対して、ぜひ、今からでも遅くありません。全員一致で賛成していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） ちょっと休憩します。

午後0時18分休憩

午後0時19分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、この発議20号、これについては反対の立場で意見を申し上げます。

先ほど植田議員も申し上げましたが、日本の固有の領土であるということは私もよく知っておるわけで、ただ、この今の中国との話を決着をつけるところの道筋で非常に私は問題があるんじゃないかというぐあいに思って発言いたします。

尖閣諸島というのは、中国、あるいは日本とも、両国とも古くからこの存在というのは知っておったんですよ。先ほども植田議員が言ったんですけども、発言があったんですけども、1885年、古賀辰四郎さんという方がこの島を借りたいということを日本政府に申ししたわけですね。政府が現地の調査を十分した上で、1895年の1月に閣議決定で日本領に編入したわけです。つまり、歴史的にはこの措置が尖閣諸島に対する最初の領有の行為であって、これはいわゆる主のなかった島を、地を占有する意思を持って国際法にも認められた領土、この取得のルールが確立されてルールのもとにやっとなら、日本の領土にしたということは国際法のルールで認められて

おります。戦後、米軍の支配下にあったんですけども、1972年、沖縄の返還でこのときにこの土地も日本の施政権のもとに戻っております。

中国は、1895年から1970年までの75年間も一度もその日本の領有に対して異議も抗議も行っておりません。そして、尖閣をめぐる紛争の問題の解決に重要なことは、日本政府が尖閣の領有の歴史上、そして、国際法上の正当性をやっぱり国際社会と中国政府に理を尽くして主張すること、このことだと思います。尖閣諸島が日本の領土であることは歴史的にも国際法的にも疑いのないことだと、こういうことを述べておりながら、領有権の問題はそもそも存在しない、このように主張しております今の政府のやり方、これでは外交の糸口を閉ざすもので解決の行く手を閉ざすことになるのではないですか。

意見書の中身を見ますと、中国に対して断固たる抗議を行うこと。それから、警備体制、関係機関との連携、装備、そして、人員等の拡充、有人化等による実効支配をより強化すると明記されております。

しかし、先ほどから述べているように、そういうことをやることよりも、まず、外交の努力を重ねていくこと、このことで解決を図る、このことを今やるべきであると私は考えております。このことをもって反対するものであります。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第20号、香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

ちょっと休憩します。

午後0時24分休憩

午後0時24分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

日程第29 発議案第21号

○議長（足立 喜義君） 日程第29、発議案第21号、李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府

に對韓国外交の見直しを求める意見書を議題といたします。

提案者である秦伊知郎君から説明を求めます。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 秦です。

発議案第21号

李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に
對韓国外交の見直しを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成24年9月25日 提出

提出者	南部町議会議員	秦	伊知郎
賛成者	同	足立喜義	
	同	細田元教	
	同	青砥日出夫	
	同	赤井廣昇	
	同	板井隆	

南部町議会議長 足立喜義様

別紙は、副委員長をもって朗読させます。

○議長（足立 喜義君） 1番、板井隆君。

○総務経済常任委員会副委員長（板井 隆君） 副委員長の板井です。朗読をいたします。

李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に
對韓国外交の見直しを求める意見書（案）

韓国の李明博大統領は、8月10日に島根県竹島に不法上陸した。このような行為は、これまでの日韓の信頼関係を根本から覆すものであると言わざるを得ない。日本政府は、この事態を深刻に受け止め、韓国に対し、わが国の断固たる抗議の意思を伝えるとともに、早急に対応方針を固め、毅然とした措置をとらねばならない。

また、李大統領は、同14日、天皇陛下の韓国訪問に言及し、「韓国を訪問したいなら、独立運動で亡くなった方々に対し心から謝罪をする必要がある」と述べた。そもそも、天皇陛下の韓

国訪問については、李大統領が平成20年に来日した際、両陛下に直接招聘したものであるにもかかわらず、今回、謝罪がなければ「訪韓の必要がない」などと発言することは、極めて礼を失するものであり、到底容認できない。

さらに、李大統領は同15日の「光復節」での演説で、いわゆる従軍慰安婦問題についても言及し、「日本の責任ある措置を求める」などと述べているが、そもそも1965年の日韓基本条約において、諸問題は「完全かつ最終的に解決」されている。このように、政府が対韓融和路線をとり続けていることにより、韓国の行動は歯止めが効かなくなっている。

よって国におかれては、竹島問題の重要性に鑑み、国際司法裁判所（ICJ）提訴にとどまらず、日韓通貨協定更新の見直しなど、対韓外交の総合的見直しを進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月25日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
財務大臣

以上です。

○議長（足立 喜義君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この意見書の下から5行目の、政府が対韓融和政策をとり続けていることにより、韓国の行動は歯どめがきかなくなっているという現状認識ですけれども、提出者は今の民主党政権がどの辺をもって融和路線というふうに認識されておられますか。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 今の民主党政権についてであります。国会議員ではありませんのでどういふぐあいに答えられるかわかりませんが、この下から3行目、日韓通貨協定更新というのを目指そうとしています。これは韓国経済が非常に苦境に陥ったときに日本政府が、日本国が

それを助けるというような協定だったのではないかなというふうに認識しております。そういうこと自体がやっぱり韓国に対して非常に融和な政策をとっているというふうに認識しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 竹島も同様に日本の固有の領土というのが私の認識なんですけれども、同時に韓国が領有を主張する根拠も一定存在するという。存在するというのもおかしい話ですけども、といいますのが、歴史がそもそも1905年に中井養三郎さんという方が竹島を日本領として島根県に編入されて、これが国際法上有効だというのがまず基本です。ですが、この1905年という年は、日本が韓国を併合していく過程で完全に日本政府が韓国を併合したのが1910年という時代です。大陸に侵攻していく過程でその韓国の政権が日本の領有に対して意見というか、交渉する政府が不明確な時代といいますか、そういう時代でもあったというので、ここは十分に双方が納得できる歴史の検証をしていかないと、外交圧力をかけることで韓国政府と、それから、韓国民の納得を得ることはできない……（発言する者あり）のではないかなと思っております。韓国の現状もテレビなんかで見ますと、すごい教育もしているみたいですし、双方歴史をきちんと一緒に評価していくという努力がないと、この問題は解決できないと思います。時間かかっても、そういう歴史の検証が必要だと思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。私がお願いしたものでして、私ももちろん賛成の立場でこの意見書をお願いしたいというふうに思っております。

やはりまず、この意見書に書いてあるように、島根県竹島に不法上陸したということです。島根県、お隣といいますか、本当にもうすぐそこが島根県なわけなんですけど、島根県の竹島に不法上陸した。やっぱりそこを一番に考えなくちゃいけないと思いますし、いろいろと国の外交施策については、それは国の方でこれからいろいろと検討もして、植田議員が言われるようにもちろん融和な形で解決ができれば一番理想的だというふうに思いますが、やはりこういったような島

根島の竹島に不法的に上陸された韓国の大統領が入られたということは非常に重大なことではないかと思えますし、それにあわせて、こういった言動も大変日本の象徴である天皇陛下を侮辱し、国民も皆さん、非常に憤慨にも思っておられるのではないかなというふうに思います。

私は、この意見書というものは、やはり国の方へ、町民の方、それから県民、そして国民の皆さんの声を持っていくというのが意見書だというふうに思っております。

共産党議員団は、党の考え方を話しして反対しておられますが、やはり国民、全体的な思いを意見書に出すというのが私たち地方議員の役割だということを主張しまして、賛成の討論といたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 発議案21号ですね、この発議案に対して、私は反対の立場で意見を申し述べますので、よろしくお願いします。

先ほど賛成討論の中であつたんですけども、確かに8月の10日に韓国のトップが島根県の竹島に上陸したということは、これは許しがたいことであることは私も思いもしております。ただ、私は歴史的なことからひもといていかんと、なかなかこの問題は、つまり、どこかの島に全く接近していると別なんですけども、お互い公海というんですか、中にぼんとあるもんですから、うちのだ、うちのだと言って今からやっても、歴史的なことをきちんとひもといていかないとなかなかその解決を納得できないというぐあいに、国際的にも思います。

そこでちょっと述べるんですが、先ほど植田議員も言ったんですけども、1905年に竹島でアシカ猟、いわゆる海の生き物ですね、アシカの猟をしておられた沖ノ島の中井養三郎さんですか、この方から10年間貸し出してほしいということを日本政府に、先ほどの尖閣と同じように申し出されたんです。そしたら、閣議の決定で日本領として島根県に編入したわけなんです。竹島は以来、日本領とされてきました。そして、なおかつ1951年のサンフランシスコ平和条約第2条A項にも竹島を朝鮮に対して放棄する島の中に含まれません。それは条約作成の過程からもきちんと明らかにされていることです。つまり、国際法上もこれは保障がついているということなんです。

竹島問題をめぐって今問題なのは、日韓両政府の冷静な話し合いのテーブルがないということでもあります。つまり、天皇陛下に来てくださいと言ったんですけど、それも拒否するというようなこと。しかも、この中で向こうが言っているのは、天皇陛下にその謝罪というんですか、そういうことを言えと言うんですけど、日本の天皇は象徴でありまして、政治的な権限、権能は全く持っておりません。そのことに対して謝れというようなことは失礼千万なことだと私も思います。

そこでなんですが、テーブルがないということ、それで、韓国では国民の大多数が向こうは何か島いうんですね、日本では竹島いうんですが、韓国の領土だと言って帝国主義の侵略で奪われた最初の領土、このように考えております。つまり、先ほども言ったんですが、日本が朝鮮半島に、いわゆる植民地化していった、そのことによって強引にとっていったんだというぐあいな主張なんですね。そのもとでの話し合いのテーブルつくるためには、まず日本が韓国に対する過去の植民地支配の不当性と誤りをちゃんと認めること、このことが不可欠ですね。そして、その土台の上で歴史的事実をつき合わせて問題の解決を図ること。ところが、日本政府は1965年の日韓基本条約の締結に至る過程で、竹島領有をめぐる韓国政府との往復書簡による論争でも、きょうまで韓国併合を植民地法の不当なものとして認めておりません。慰安婦問題では、旧日本軍による強制と関与の事実を認めた1993年の河野洋平官房長官が日本政府の見解とされ、歴代政府が河野談話を継承するということによって来てるんです。そういうことをはっきりとまず事実を確認して、日本がいわゆる朝鮮半島に侵略したことをきちんとけりをつけて、その上で歴史的な事実を持っていかないと、これは解決する余地がなかなか見つからない。私はそのことを申し上げて、この発議に対して反対するものであります。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第21号、李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第30、議長発議……（「議長」と呼ぶ者あり）

ちょっと休憩します。

午後0時41分休憩

午後0時47分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

日程第27の発議案第19号の、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・拡充する仕組み」の構築を求める意見書として進めてきましたけど、ちょっと間違いがありまして、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」というぐあいに訂正させていただきます。

以後、よろしくお願いをいたします。

日程第 3 0 議長発議第 2 2 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3 0、議長発議 2 2 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、石上良夫君から、閉会中も本会議の日程など、議会運営に関する事項について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、石上良夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第 3 1 議長発議第 2 3 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3 1、議長発議第 2 3 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。広報調査特別委員長、井田章雄君から、閉会中も議会広報などの編集について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、井田章雄君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第 3 2 議長発議第 2 4 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3 2、議長発議第 2 4 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙事務問題調査特別委員長、井田章雄君から、閉会中も選挙事務問題について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議がございますので、起立により採決いたします。

継続審査を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 賛成多数と認めます。よって、選挙事務問題調査特別委員長、井田章雄君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

日程第 3 3 議長発議第 2 5 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3 3、議長発議第 2 5 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会改革調査特別委員長、青砥日出夫君から、閉会中も議会改革について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、青砥日出夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

日程第 3 4 議長発議第 2 6 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3 4、議長発議第 2 6 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。人権・同和対策特別委員長、井田章雄君から、閉会中も人権・同和対策について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議がございますので、起立により採決いたします。

継続審査を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 賛成多数と認めます。よって、人権・同和対策特別委員長、井田章雄君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いた

しました。

よって、第5回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。これをもちまして平成24年第5回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後0時53分閉会

議長あいさつ

○議長（足立 喜義君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は9月7日に開会以来、19日間にわたり、23年度一般会計、特別会計、事業会計の決算認定を初め、提案されました条例及び補正予算、また議員の一般質問を含め、多数に上りました。

これらの重要案件を終始極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論を得、御精励に対し、深く敬意を表しますとともに、心より厚くお礼を申し上げる次第であります。本日ここにその全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことは、各位とともに御同慶にたえません。

執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました議案の執行に当たりましては、委員長報告を初め、各議員の意見を十分尊重しつつ、町政各般にわたり、さらに一層の熱意と努力を払われるよう希望するものであります。

厳しい残暑からこれから秋も深まりまして、議員各位におかれましては何かと御多忙のことと存じますが、この上とも御自愛くださいまして、町政の積極的な推進に御尽力賜りますことをお願い申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 9月の定例会の閉会に臨みまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会は9月の7日より本日まで19日間にわたって開催されまして、平成23年度一般会計の決算認定を初め、18議案について、慎重御審議をいただきまして、本日全議案ともに御賛同をいただき、御承認を賜りましたこと、まことにありがとうございました。お疲れになったことと思います。

10日、11日には一般質問が行われまして、9名のお方よりエネルギー政策やゆうらくの土

地売却、南部町のランドデザインなど、今日的な町政の課題の中でも将来の南部町のまちづくりへの夢を誘導するような内容であったと思っております。ゆうらくの土地売却についても懇切丁寧に答弁をいたしましたので、町民の皆様にも理解が深まったものと考えているところでございます。

さて、本定例会をもって与えられた任期中の定例会としては最後となったわけでございます。振り返ってみますと、1番目に、懸案でございました天萬庁舎の改修が終わりまして、合併協定事項として決めました懸案の1つが終わったということで、非常にうれしく思っております。

2点目に、多額の経費がかかる義務教育施設整備が完成をいたしましたこと、大変うれしく思っております。

3点目には、昨年当議会で、9月議会でがんの制圧宣言を全会一致で行っていただきましたけれども、これに対応いたしましてアミノインデックスのがんリスク検査を導入いたしまして、町民の皆様の健康増進に役立っているわけですが、国の総合特区の認定になりまして一気に弾みがついたということでしょうか、このようなことを通じて町民の皆様の健康を守る、そういう大きな動きになったということをお願いいたします。

4点目でございますけれども、地域振興協議会の定着と数々の受賞を受けられるなどの御活躍によりまして、南部町の未来のまちづくりの基盤が一層整ってきたと、このように思っております。

5点目に、行財政改革に取り組んでまいりました。基金の積み増しと起債残高の減少によりまして財政状況が改善されまして、子供や孫に責任ある財政の将来見通しが立ったということ。

主な点を申し上げますと、こういう大きな成果があったというように思っているところでございます。

加えて、古事記1300年のさまざまな取り組みをしてまいりましたけれども、大国主命の御利益でございましょうか、来春には国立音楽院の南部校の開校というような運びになってまいりまして、未来へ向けての明るい話題も舞い込んできているところでございます。

以上、いろいろ申し上げましたけれども、それもこれも本議会での議論を通じて獲得をいたしました双方の成果でございまして、議員各位のおかげでございます。本当に改めて厚くお礼を申し上げる次第です。

いよいよ10月9日には、町長、町議会議員選挙が告示をされるわけでございますけれども、各位におかれましてはこぞって出馬をされまして当選を果たされ、再び元気のよい南部町のまちづくりに切磋琢磨できたらと思っているところでございます。どんなに申し上げても言葉が足り

ませんけれども、御協力をいただいてまいりました町民の皆様や議員各位、そして、職員の皆様方の御厚情に厚くお礼を申し上げまして、お礼のごあいさつにかえたいと思います。本当にありがとうございました。
